

大阪市立有料自転車駐車場の  
指定管理者業務に関する仕様書

## 1 施設運營業務

### (1) 運営方針

#### ① 大阪市立有料自転車駐車場の供用日等

##### ア 供用日及び供用時間

大阪市立有料自転車駐車場条例（以下「条例」という。）第2条第1項の規定に基づき、大阪市立有料自転車駐車場（以下「有料駐輪場」という。）の供用日は1月1日から12月31日までとし、供用時間は午前0時から午後12時までとします。なお、条例第2条第3項に基づき、指定管理者は、設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て有料駐輪場の全部又は一部を休止することができます。また、地下式施設のように、施設の管理上、閉鎖する日時が決まっている有料駐輪場がありますので、【2-(4)-①】をご確認ください。

##### イ 受付日及び受付時間

有料駐輪場の入庫及び出庫の受付日及び受付時間（以下「受付日等」という。）は、指定管理者に指定された後あらためて協議した上で各年度の事業計画書に定め、その内容をもとに、大阪市が公告するものとします。

##### ウ 受付日等の変更

指定管理者は、受付日等の変更をしようとするときは、大阪市に対し、合理的理由を示した上で提案しなければなりません。また、提案内容の実施に係る経費は、指定管理者の負担とします。大阪市は、指定管理者の提案が適当と認めるときは、条例第2条第4項の規定に基づき、速やかに必要な公告手続等を行うものとします。

##### エ 定期利用の申し込みの受付日及び受付時間

有料駐輪場の定期利用の申し込みの受付日及び受付時間（以下「定期利用受付日等」という。）は、指定管理者に指定された後あらためて協議した上で各年度の事業計画書に定めるものとします。

##### オ 定期利用受付日等の変更

指定管理者は、定期利用受付日等を変更しようとするときは、大阪市に対し、合理的理由を示した上で提案しなければなりません。また、提案内容の実施に係る経費は、指定管理者の負担とします。

#### ② 利用料金

##### ア 利用料金

地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金制度を採用しており、有料駐輪場の利用料金は指定管理者の収入となりますが、利用料金の回収リスクも指定

管理者が負うことになります。有料駐輪場の利用料金の額は、条例の範囲内において、指定管理者に指定された後あらためて協議した上で各年度の事業計画書に定め、その内容をもとに、大阪市が公告するものとします。

#### イ 利用料金の変更

指定管理者は、条例第4条第3項の規定に基づき、利用料金の額を変更しようとするときは、大阪市に対し、合理的理由（当該変更が利用者のサービス向上、周辺地域の放置自転車対策として有効である根拠）を示した上で提案しなければなりません。当該提案内容の実施に係る経費は、指定管理者の負担とします。

また、指定管理者は、大阪市が利用料金の変更の指示をした場合は、速やかに大阪市の指示に従い実施してください。当該提案内容に係る経費は、大阪市と指定管理者との協議の上、負担を決定するものとします。

大阪市は、上記により利用料金の変更を行うときは、条例第2条第4項の規定に基づき、速やかに必要な公告手続等を行うものとします。

#### ウ 利用料金の減額

指定管理者は、次表に該当する利用者から一時利用回数券及び定期利用の利用料金の減額の申請があり、条例第4条第6項及び第7項に基づき減額する場合は、減額の対象者であることを確認し、「減額定期利用申請書【様式任意】」「減額一時利用回数券購入申請書【様式任意】」を記入してもらわなければいけません。なお、複数の減額項目を重複して適用することは不可とします。

##### 【減額の適用を受ける者】

| 対象者         | 減額率 | 確認事項                                            | 特記事項                                  |
|-------------|-----|-------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 市内在住で満65歳以上 | 1／2 | 大阪市内在住でかつ満65歳以上であると確認できる書類                      | —                                     |
| 身体障がい者等     | 1／2 | 身体障がい者手帳                                        | 保護者が身体障がい者手帳等の交付を受けている場合にあっては、その本人が対象 |
|             |     | 療育手帳                                            |                                       |
|             |     | 精神障がい者保健福祉手帳                                    | —                                     |
| 生活保護世帯      | 1／2 | 各区役所の保健福祉センター等で発行する、生活保護世帯又はひとり親家庭世帯であると確認できる書類 | 1世帯で1名に限る                             |
| ひとり親家庭世帯    | 1／2 |                                                 |                                       |
| 児童扶養手当受給世帯  | 1／2 | 各区役所の保健福祉センター等で発行する、児童扶養手当を受給している世帯であると確認できる書類  |                                       |
| 遺族基礎年金受給世帯  | 1／2 | 各区役所の保険年金担当部署等で発行する、遺族基礎年金を受給している世帯であると確認できる書類  |                                       |

#### エ 利用料金の還付

指定管理者は、利用者から利用料金の還付の申請があり、条例第4条第9項の規定に基づき還付する場合は、あらかじめ利用者に「利用料金還付申請書【様式任意】」を記入してもらわなければなりません。なお、一時利用回数券及び定期利用の一部未利用分の還付の申請があった場合は、指定管理者にて還付の可否を判断してください。

#### オ 利用料金以外の金銭の取り扱いについて

利用者が利用料金に係るつり銭等を収受し忘れた場合、指定管理者は、それを遺失物として取り扱い、利用料金として取り扱ってはなりません。

#### カ 利用料金の徴収における特例

満6歳（小学校入学前）以下の利用者、車いすやベビーカー利用者（置き場として利用したいと申し出た場合に限る。）が有料駐輪場の利用を申し出た場合は、管理運営業務の影響のない範囲で、無料で便宜を図ってください。

#### ③ 現在の定期契約利用者の取り扱いについて

新たな指定管理者は、現在の定期利用者が令和8年4月1日以降も引き続き利用を希望した場合、速やかに移行手続を行ってください。

### (2) 職員の配置基準

#### ① 業務責任者及び業務従事者

指定管理者は、当該業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者（協定の履行に当たって個人情報及び特定個人情報を含む当該業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う者を含む。）を定め、その氏名その他必要な事項を大阪市に「業務責任者通知書【仕様書一様式1】」で通知していただきます。業務責任者を変更したときも、同様に大阪市に「業務責任者変更通知書【仕様書一様式2】」で通知していただきます。

なお、業務責任者は、当該業務の履行に関し、管理及び統轄を行うほか、前述の通知、条例第2条に定める供用日又は供用時間の変更、地方自治法第244条の2第7項に定める事業報告、同条第10項に定める報告、別途締結する協定書において定める大阪市への報告、利用料金の決定並びにこの指定の辞退に係る権限を除き、協定に基づく指定管理者の一切の権限を行使することができるものとします。

#### ② 職員の配置基準

ア 労務管理並びに安全衛生管理等についての関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための適正な人数の職員を配置してください。

イ 業務開始時には各有料駐輪場に責任者として業務従事者を1名置き、速やかに大阪市へ「業務従事者通知書【仕様書－様式3】」を届け出てください。なお、責任者は当該有料駐輪場の専任としなければなりません。また、責任者が異動した場合は、異動後速やかに大阪市へ「業務従事者変更通知書【仕様書－様式4】」を届け出てください。

ウ 有料駐輪場における職員の配置は、原則として午前6時30分から午後8時までとします。ただし、有料駐輪場の利用状況に応じ、効果的な対応が図れる観点により、指定管理者は大阪市に対して職員の配置変更に関する提案を行うことができます。

エ 各有料駐輪場に配置する職員の氏名及び勤務時間を「管理日報【様式任意】」に記載してください。

オ 職員の勤務体制については、有料駐輪場の運営に支障がなく、利用者の要望に応えられる体制を構築するとともに、職員の欠員並びにその他の理由により業務遂行に支障がある場合には、速やかに交代要員を確保する等の対策を講じてください。

カ 職員の資質及び公の施設の管理運営に従事する自覚を高めるとともに、施設の管理運営に必要な知識及び技術の習得に努めるための職員研修を実施してください。また、利用者対応に常に親切・公平・迅速を心がけ、有料駐輪場の品位を傷つけるような行為をせず、利用者が満足して有料駐輪場をご利用いただけるための接客研修を実施してください。

キ 管理事務所に「管理マニュアル」「接客マニュアル」等のマニュアルを配備し、職員に対する指導を行い、施設の適正な維持管理に努めてください。配備した各マニュアルについては、大阪市にも提出してください。

ク 職員には有料駐輪場が公の施設であることを十分に考慮した制服・制帽を着用させ、胸部に名札を着用させてください。なお、制服・制帽の服装は実施前に大阪市へ報告してください。

ケ 有料駐輪場の管理運営上、業務の執行体制について改善する必要があると大阪市が判断した場合、指定管理者は大阪市の指示に従い実施してください。

### (3) 業務の内容

#### ① 有料駐輪場の管理運営全般に関する業務

##### ア 経営管理に関すること

有料駐輪場の管理運営方針及び組織運営方針の策定、モニタリングの実施等の経営

管理全般を行ってください。また、提案書の各事項についても、大阪市と協議を行ったのち、計画的に実施してください。

イ 総務及び経理業務に関すること

有料駐輪場の管理運営を行うにあたり必要な総務業務及び利用料金収入の管理等の経理業務全般を行ってください。

ウ 有料駐輪場の利用に伴う業務に関すること

- ・利用者の案内及び誘導を行ってください。なお、障がい者等の利用に際しては、丁寧に対応してください。また、施設の管理運営に支障の出ない可能な範囲で、障がい者や高齢者等に配慮した優先枠を設けてください。また、優先枠を設置している場所が、容易に認知できるよう、現地において看板等で周知を行ってください。
- ・駐車している自転車、原動付自転車及び自動二輪車（以下「自転車等」という。）の整理を行ってください。
- ・利用料金の取扱、利用料金の減免及び還付手続を行ってください。
- ・料金未払者への警告及び利用料金の徴収等を行ってください。
- ・利用者及び市民からの苦情対応を行ってください。なお、利用者及び市民からの問い合わせ等に対する連絡方法を確保し、速やかに問題解決の対処ができる体制を確立してください。また、連絡体制については、業務開始前に「書面【様式任意】」で大阪市に届け出てください。当月に各有料駐輪場及び指定管理者の事業所に対応した苦情について、対応月ごとにすべて記録の上、翌月 15 日までにまとめて大阪市に報告してください。
- ・有料駐輪場の利用 P R や利用方法の説明に関することを行ってください。
- ・有料駐輪場内及びその周辺の巡回点検を行ってください。
- ・利用者等に自転車等盗難防止への注意喚起等を行ってください。

エ 利用促進及びサービス向上の業務に関すること。

- ・利用が低調である有料駐輪場の利用改善に関する取組を実施してください。
- ・利用者へのサービス向上について、提案書の内容に基づき、本市と協議の上、計画を策定し、実施してください。
- ・有料駐輪場の周辺に放置している自転車等に対して、有料駐輪場の利用の呼びかけを実施してください。また、自転車等の放置により有料駐輪場の利用が妨げられている場合、その自転車等の整理・移動を実施してください。

オ キャッシュレス化について

指定管理者は、提案書の内容に基づき、本市と協議の上、指定期間中に、区分内の

全ての有料駐輪場において、定期利用及び一時利用（回数利用も含む）に関してキャッシュレスでの決済ができるよう整備してください。

キャッシュレス決済には、Web 定期システムでのクレジット決済等も含みます。

有人・無人対応に関わらず、1つの有料駐輪場において、1か所以上で利用できるよう実施してください。

#### カ 防災及び防犯対策に関すること

- ・自然災害、人為災害及び事件・事故等の不測の事態（以下「災害等」という。）に対する体制を整備してください。なお、組織体制、平常時の準備・動員体制、防災訓練や管理施設情報等を明記した対策マニュアルを策定し、業務開始前に「書面【様式任意】」で大阪市に提出してください。
- ・災害等が発生した場合は、利用者の避難誘導や傷病者の救護等、利用者の安全確保を遅滞なく行ってください。また、速やかに大阪市及び関係機関に通報してください。なお、対応後、速やかに「書面【様式任意】」に記録の上、大阪市へ提出してください。
- ・災害等が発生した場合の有料駐輪場の利用については、大阪市と協議してください。また、災害等に関する警報が発令された場合は、大阪市と協議の上、有料駐輪場の維持管理にあたってください。
- ・災害等を想定して策定したマニュアル等の処理手順を作成し、指定管理者の職員に対して指導を行い、周知徹底を図ってください。また、定期的に防災訓練等を実施し大阪市へ報告してください。
- ・有料駐輪場に設置している防犯カメラについて、【仕様書一別添資料1】及び【仕様書一別添資料2】を遵守し、適正に運用管理してください。区分ごとにおける設置数は【仕様書一別添資料3】のとおりです。なお、大阪市及び捜査機関等からの照会に基づく映像データの提供依頼があった場合、指定管理者において依頼への対応を行い、その結果を大阪市に報告してください。

#### カ 備品の管理に関すること

本市より貸与する備品は、指定管理者にて備品台帳を作成し、適切に管理すること。指定管理者が持ち込む備品については、備品に指定管理者の所有物であることを明示し、備品台帳を作成して、適切に管理すること。

#### キ 書類及び帳票類の作成、保管並びに提出等に関すること

有料駐輪場の管理業務に必要な事業報告書、管理日報、管理月報、実施計画書、各種台帳、帳票類等の作成及び提出をしてください。また、大阪市からこれらの提出を求められた場合は、速やかに提出してください。

#### ク 利用満足度の把握に関すること

各有料駐輪場において、毎年度1回以上、利用満足度の把握並びに利用者からの意見を、ご意見箱や対面アンケート調査等により実施してください。なお、実施に際しては、あらかじめ実施計画を策定して、大阪市の承認を得てください。また、調査等で得られた業務改善にかかる意見については、あらかじめ大阪市と協議の上、改善を図ってください。

また、協定で定める有料駐輪場の「施設利用者の満足度」の目標設定を達成できるよう留意してください。

#### ケ 地域との連携に関すること

地域住民が主体となって、有料駐輪場周辺で放置自転車対策事業を実施している箇所において、積極的に関わり、貢献してください。実施した内容については、「書面【様式任意】」により、実施月の月報提出時に大阪市に報告してください。

#### コ 駐輪場マップの作成に関すること

指定管理者は、管理区分における各有料駐輪場の位置図（周辺図）、管理事務所・管理ボックスの場所、施設情報、利用料金体系、問い合わせ先等について指定管理者が作成するウェブサイト上で作成し、大阪市の承認後、公開してください。公開時期については、別途大阪市と協議の上決定します。

掲載内容は、現行の大阪市ホームページでの各駐輪場の案内ページ（例：扇町駅・天満駅自転車駐車場 <https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000107939.html>）を参照してください。

当該ウェブサイトは大阪市ホームページからリンクを張りますので、「書面【様式任意】」により URL を報告してください。

指定期間中に掲載情報に変更が生じた際は、大阪市の承認後、速やかにウェブサイトを更新してください。

### ② 有料駐輪場の利用方法及び利用料金の徴収方法（以下「利用方法等」という。）

#### ア 利用方法等の掲示

利用方法等及び利用料金の額については、有料駐輪場内において利用者に分かりやすく見やすい看板等を設置して、十分に周知を行ってください。特に、一時利用ブロックにおいて人員対応する場所と機械精算ラック施設等の機械式施設の両方で運営する際は、利用者に対して十分な周知及び分かりやすい説明を行ってください。

#### イ 利用料金の徴収方法

利用料金の徴収に際しては、適正に利用料金を収受していることを利用者に理解していただけるよう努めてください。

## ウ 領収証の発行

利用者から利用料金を徴収した際、利用者から領収書の発行の申し出があった場合には、「領収証【様式任意】」を発行してください。その場合、発行名義は「大阪市立〇〇駅自転車駐車場指定管理者・法人名（乙）」としてください。ただし、領収証の様式については、実施前に大阪市の承認を得てください。

## エ 定期利用の利用方法等

- ・定期の利用期間は、月初めから月末までとし、利用開始が月の途中からであっても、有効期限は月末としてください。
- ・新たに定期利用をされる場合の事務手続については、おおむね次により取り扱ってください。

利用者に「定期利用申請書」の所定の欄に必要事項を記入してもらう



所定の利用料金を徴収し、領収欄に領収印を押印する



利用者に「定期利用券」と「駐車シール」を交付する

※なお、「駐車シール」は、自転車等の後輪泥除けのテールランプの下部に貼付するように、利用者に対して理解していただけるよう努めてください。

- ・継続して定期利用をされる場合の事務手続については、おおむね次により取り扱ってください。

利用者に「定期利用券」を提示していただき、所定の照合・確認を行う



所定の利用料金を徴収し、領収欄に領収印を押印する



「定期利用券」を返却し、新たな「駐車シール」を利用者に交付する

- ・定期利用の継続手続期間は、指定管理者に指定された後あらためて協議した上で、決定するものとします。なお、期間を変更する場合は、事前に大阪市へ協議してください。

- ・定期利用の継続手続が済んでいない自転車等については、おおむね次により取り扱ってください。

定期利用の継続手続期間中に、定期利用の継続手続を行うよう勧める



定期利用の継続手続き期間内に手続きを行わなかった場合は、期間経過後 5 日まで継続手続きの猶予期間として利用を認めること。ただし、その間に継続手続きを促すとともに、継続しない場合は定期利用契約を解除する旨の勧告を行う



定期利用の継続手続きの猶予期間を過ぎた自転車等については、定期利用の契約を解除し、無断利用車両として扱う

- ・ 定期利用契約台数が満車である場合の利用手続は、おおむね次により取り扱ってください。

利用希望者に「待機登録者名簿」の所定の欄に必要事項を記入してもらう



駐車スペースに空きが発生したら、速やかに待機登録者に対して、その旨をメール、電話、はがきの郵送により伝える。



待機登録者から所定期間内に定期利用の申し込みがなかった場合は、その権利を放棄したものとみなし、次の待機登録者に定期利用が可能であることを伝える

※なお、待機登録者の人数については適正に把握し、待機登録者等からの問い合わせに対し適切に対応してください。

#### オ 一時利用（回数利用も含む）の利用方法等

- ・ 一時利用の利用方法等については、おおむね次により取り扱ってください。

一時利用の申し出があれば、利用者から所定の利用料金を徴収する



一時利用券に領収印を押印し、利用者に交付する。交付した一時利用券は自転車等のハンドルにしっかりと巻きつける

※なお、一時利用券の巻きつけに際しては、再利用をすることができないように行ってください。

- ・ 一時利用回数券（以下「回数券」という。）の購入の申し出があれば、利用者から所定の利用料金を徴収し、回数券の表紙に領収印を押印して利用者に交付してください。

- ・回数利用の利用方法等については、おおむね次により取り扱ってください。

回数券の使用の申し出があった場合は、利用者から使用する回数券を切り離していただき、自転車のハンドルにしっかりと巻きつけてもらう。なお、必要に応じて指定管理者の職員にて回数券の巻きつけ作業を行う



回数券の検札については、回数券に検札印を押印するとともに、使用記録を取る

- ・機械式駐輪器具の利用方法等については、業務開始前に大阪市と協議してください。
- ・条例第4条第3項第1号及び2号に規定する「1日1回」の取り扱いは、次のとおりとする。
  - i 人的対応で、午前6時30分から午後0時までに入庫された場合は、翌午後0時までを「1日1回」の範囲とする。
  - ii 人的対応で、午後0時から午後8時までに入庫された場合は、翌午後8時までを「1日1回」の範囲とする。
  - iii 人的対応で、午後8時から翌午前6時30分までに入庫された場合は、翌々午前6時30分までを「1日1回」の範囲とする。
  - iv 機械式駐輪場の場合は、機能上24時間を「1日1回」とする。

#### カ 利用料金が未払いの自転車等の取り扱い

- ・料金を未払いのまま有料駐輪場を利用している自転車等（以下、「料金未納自転車等」という。）については、発見次第、出庫時に利用料金を支払うよう促す紙類を当該自転車等に貼り付けてください。また、指定管理者にて記録簿を作成し、その記録を取ってください。
- ・料金未納自転車等が複数回の通知後、7日以上継続して駐車している場合、指定管理者は当該自転車等を適当な駐車スペースに移動することができます。また、料金未納自転車等が定期利用ブロックに駐車し、それにより本来の利用を妨げている場合、指定管理者は当該自転車等を直ちに一時利用ブロック等、適当な駐車スペースに移動することができます。なお、以上の取り扱いをあらかじめ利用者に周知するとともに、料金未納自転車等を移動した際は、当該行為を行ったことを周知してください。

#### キ 利用違反の自転車等の取り扱い

- ・有料駐輪場の利用方法に違反している自転車等（以下、「利用違反自転車等」という。）については、発見次第、当該利用が違反であることを記した警告票を当該自転車等に貼り付けてください。また、指定管理者にて記録簿を作成し、その記録

を取ってください。

- ・指定管理者による再三の警告を受入れない悪質な利用違反自転車等については、条例第3条第2項に基づき事前に大阪市と協議の上、当該自転車等を管理事務所等、適当な駐車スペースに移動すること、入庫を断ること又は出庫を命ずることができます。なお、以上の取り扱いをあらかじめ利用者に周知するとともに、利用違反自転車等を移動した際は、当該行為を行ったことを周知してください。

#### ク 長期間駐車している料金未納自転車等並びに利用違反自転車等の取り扱い

- ・料金未納自転車等並びに利用違反自転車等が複数回の警告後、7日以上継続して駐車している場合は、指定管理者により撤去および保管をしてください。
- ・なお、返還を行った場合に、返還料等を徴収することはできませんので、利用料金としての徴収を行ってください。

### ③ 増設する自転車駐車場の開業準備

#### ア 増設駐輪場の事前PR

指定管理者は、増設駐輪場の開業に当たって事前にPRを実施する必要があります。なお、大阪市がPRを実施するに当たって必要な物品等の提供の依頼があった場合は、それに応えてください。

#### イ 定期利用者の募集

- ・指定管理者は、増設駐輪場の定期利用の希望者を募集する必要があります。なお、募集の実施方法については、事前に大阪市と協議してください。また、定期利用希望者の募集実施に際しては、市民に十分な周知を行ってください。
- ・募集定数を超える応募のあったブロックについては、抽選にて希望者を決めてください。なお、抽選は、公正で透明性をもって実施してください。
- ・抽選結果の発表については、有料駐輪場の管理事務所付近等、市民に分かりやすいところに掲示してください。

#### ウ 開業時に必要な準備

- ・有料駐輪場の開業時に必要な備品、駐輪器具並びに案内看板等の設置は、指定管理者が開業前までに行ってください。なお、これらにかかる費用は指定管理者が負担してください。

#### エ 開業当日

- ・開業当日の開業時間については、事前に大阪市と協議して決めてください。

#### オ 無料自転車駐車場の有料化について

無料自転車駐車場は指定管理者による管理の対象外ですが、指定期間中に大阪市が無料自転車駐車場の有料化を実施した場合は、大阪市と協議の上、整備・管理運営を行ってください。その際は上記ア～エと同様に開業準備の対応をした上で、他の有料駐輪場と同様に管理運営を行ってください。

④ 一時利用券、回数券並びに定期利用券（以下「利用券」という。）

ア 利用券の様式

- ・利用券の様式については、次に掲げる内容に留意して、業務開始前に大阪市へ提案し、承認を得たものを使用してください。また、様式の変更若しくは追加するときも同様とします。
- ・利用券は種別ごとに色分けをするなど、容易に利用種別が分かるようにしてください。
- ・利用券は容易に偽造されないものにしてください。
- ・回数券の有効期限は令和 13 年 3 月 31 日までとし、回数券に有効期限を明記してください。）
- ・発行する回数券は、共通利用ができるようにしてください。共通利用範囲は A～E の各区分において設定してください。共通利用範囲の設定については、大阪市へ事前に報告してください。

イ 利用者への説明

利用券を交付する際は、利用規約等を用いて管理事務所への掲示や利用者へ配布するなど、利用方法を十分に説明の上、適正に実施してください。特に回数券については、利用可能な有料駐輪場並びに有効期限の説明を十分に行い、交付してください。

ウ 令和 8 年 3 月 31 日までに利用者が購入した回数券及び定期利用券の取扱い

・一時利用回数券

使用については、令和 8 年 3 月 31 日まで使用できるものとして取扱っていただきます。還付（未使用のみ）についても、令和 8 年 3 月 31 日で終了となり、それ以降に利用者に対して清算する必要はありませんが、指定管理者は利用者に対して還付に応じないことを周知徹底してください。

・定期利用券

令和 8 年 4 月 1 日以降も通用期間が残っていれば、引き続き使用できるものとして取り扱っていただきます。なお、それに関する定期利用料金は、現在の指定管理者より引き継がれます。引継方法については、指定管理者として指定された後、本市並びに現在の指定管理者との協議事項となります。

⑤ 業務提案

指定管理者が有料駐輪場の利用促進策や管理運営業務の提案及び変更を実施したい場合は、「業務提案書【仕様書 - 様式 5】」により大阪市へ提案し、大阪市の承認を受けた上で実施してください。なお、業務提案のうち、指定管理者が新たに設置した駐輪器具等の所有権は、指定管理者に帰属します。

⑥ 各種業務報告

ア 自転車駐車場利用状況表【仕様書 - 様式 6】

- ・指定管理者は、各有料駐輪場の毎月 5 日時点における定期利用ブロックの契約状況等を、当月 15 日までに大阪市へ報告してください。
- ・指定管理者は、各有料駐輪場の毎月月末時点における一時利用（回数券利用を含む）件数等を、翌月 15 日までに大阪市へ報告してください。
- ・指定管理者は、定期及び一時の利用状況を随時、把握し、大阪市からその報告の求めがあった場合は、速やかに報告してください。

イ 利用料金集計総括表【仕様書 - 様式 7】

指定管理者は、毎月の利用料金集計を翌月 15 日までに大阪市へ報告してください。

⑦ その他

指定管理者は、大阪市の他の有料駐輪場指定管理者及び関係する民間駐輪場等事業者との連絡調整を適切に行ってください。

## 2 施設管理業務

(1) 有料駐輪場及び付帯施設（設備機器を含む。以下「有料駐輪場施設」という。）の維持保全に関する業務

① 有料駐輪場施設の維持管理に関すること

ア 有料駐輪場施設の維持管理を行い、安全かつ衛生的な環境を保ってください。なお、維持管理をする上で、法令等の資格を有する者が必要となる場合は、関係法令を遵守してください。

イ 有料駐輪場施設の維持管理は、「設備維持保全に関する業務内容【仕様書一別添資料 4】」に基づき実施してください。ただし、対象設備がない有料駐輪場は実施対象外とします。また、「設備維持保全に関する業務内容」以外の有料駐輪場施設がある場合は、適切に維持管理を行ってください。

ウ 地下式施設等、合築施設における供用部分の維持管理については、指定管理者が、現在本市が合築施設の施設管理者と締結している管理協定における本市の役割を実施

するものとします。

エ 年度途中において、本市が新たに有料駐輪場の増設を行った場合においては、増設部分も当該有料駐輪場を管理する指定管理者が維持管理するものとします。

オ 有料駐輪場施設の維持管理についての実施計画を策定の上、業務開始前に「書面【様式任意】」により大阪市へ提出し、大阪市の承認を受けてください。

② 有料駐輪場施設の保安業務並びに保守点検に関すること

ア 有料駐輪場施設の運転監視及び保安業務を行ってください。

イ 有料駐輪場施設の保守点検（法定点検・定期点検・日常保守点検）については、保守点検の実施計画を策定の上、業務開始前に「書面【様式任意】」により大阪市へ提出し、大阪市の承認を受けてください。また、日常及び定期保守点検については、「点検記録簿【様式任意】」を作成並びに記録するとともに、法定点検については、その点検結果を、法令等に基づく様式に従って関係機関に届け出を行ってください。なお、土木施設は「駐輪場点検帳票【仕様書 - 様式 8】」にて作成し、大阪市へ提出してください。

建築物及び建築設備の定期点検（専門業者による建築基準法及び道路施行規則第 4 条の 5 の 2（道路橋、横断歩道橋）に準じる特定建築物以外の階層式自転車駐車場構造物点検（直近では令和 3 年度に実施）は、令和 8 年度上半期中に実施してください。

また、当該点検結果については、令和 8 年 10 月末までに大阪市へ提出してください。なお、やむを得ない事情により上記の期日までに報告を実施できない場合は、事前に大阪市に報告した上で、速やかに対応してください。

ウ その他、付帯施設（設備機器を含む）の保守点検業者等による点検結果については、点検結果表の写しを結果が判明した月の月報提出時に合わせて大阪市に提出してください。ただし、点検の結果、直ちに対応する必要がある場合には、速やかに報告してください。

エ 設備機器（機械式駐輪器具、オートゲートシステム、自動搬送装置、自動券売機、消防設備等）について、保守点検を行うとともに、故障を発見し、又は事故等が発生した場合は、速やかに応急修繕等の対応を行い、大阪市へ「書面【様式任意】」にて報告してください。

オ 「設備点検記録簿【仕様書 - 様式 9】」に掲げてある項目のうち、該当するものについて毎月点検し、翌月 15 日までに大阪市に提出してください。ただし、点検の結果、

直ちに対応する必要がある場合には、速やかに大阪市へ報告してください。

③ 協定書第 33 条に定める有料駐輪場及び付帯施設（設備機器を含む）の補修等に関する  
こと

ア 有料駐輪場及び付帯施設（設備機器を含む）において補修及び更新（以下「補修等」という。）の必要が生じた場合は、速やかに大阪市へ報告し、了承を得たのち、指定管理者は補修等を実施してください。実施にかかる経費はすべて指定管理者の負担とします。指定管理者は、補修等の実施終了後、状況写真（実施後）及び関係図面等を添付の上、翌月 15 日までに「修繕・補修等報告書【仕様書 - 様式 10】」を大阪市へ提出してください。なお、大阪市は補修等について、必要に応じて検査を行うことがあります。

イ 防犯カメラ（付属機器含む。）の修繕・更新・追加（リース含む。）は、各有料駐輪場の安全確保を図り、犯罪の未然防止と犯罪発生時の迅速な対応等を目的として、指定管理者にて行ってください。なお、新たに設置した防犯カメラ（付属機器含む。）の所有権は、指定管理者に帰属するものとします。

ウ 道路上へ機械式駐輪器具を設置し、架空配線により電気を引き込んだ場合でも、将来、電線類地中化事業が行われた際は指定管理者の負担により地中埋設としてください。

④ 修繕について

修繕は、収支計画書で定める費用の範囲（区分単位）で実施し、各年度の余剰分は翌年度以降の実施として調整できるものとします。指定期間最終年度において、実施した修繕費の総額が、収支計画書で提案いただいた総額を下回った場合は、その下回った額を大阪市に納付していただきます。修繕費の総額が、収支計画書で提案いただいた総額を上回ることが想定される場合は、指定管理者が修繕を実施する前に、修繕の実施の可否や修繕費の取り扱いについて大阪市と協議していただきます。

指定期間内の修繕はリスク分担表に基づいて実施します。指定管理者が修繕を実施した場合は、実施終了後、状況写真（実施後）及び関係図面等を添付の上、翌月 15 日までに「修繕・補修等報告書【仕様書 - 様式 10】」を大阪市へ提出してください。なお、大阪市は修繕について、必要に応じて検査を行うことがあります。

⑤ 各有料駐輪場の照明設備について、指定管理者の費用負担（修繕費）により、指定期間満了までに全て LED 化できるよう、実施時期や実施方法について大阪市と協議の上、計画的に進めてください。なお、道路用照明灯については、原則、大阪市が対応を実施します。

⑥ 清掃並びに植栽の維持管理等に関すること

ア 有料駐輪場及び付帯施設の清掃及び整理整頓を適宜実施し、利用者の安全及び快適な利用環境を確保してください。なお、日常清掃及び定期清掃は、方法や頻度について実施計画を策定の上、業務開始前に「書面【様式任意】」で大阪市に報告してください。

イ 有料駐輪場及び付帯施設内の植栽を維持するとともに、状況に応じた除草及び剪定を行ってください。除草及び剪定に関して頻度の指定はありませんが、利用者の安全及び快適な利用環境の確保を考慮した上で実施してください。なお、実施にかかる経費はすべて指定管理者が負担します。

#### ⑦ 業務の第三者への委託に関すること

ア 当該業務の全部を一括して第三者に委託してはなりません。また、募集要項 4 (2) において指定する主たる業務については、これを第三者に委託してはなりません。当該業務の一部を他に委託する場合は、「委託承諾申請書【仕様書 - 様式 11】」にて申請後、大阪市の承諾が必要となります。承諾後、第三者へ委託した場合は「委託業者通知書【仕様書 - 様式 12】」にて業者名等を大阪市に報告してください。なお、第三者に委託する場合は、委託の相手先、委託の内容、委託の金額等について公表を行いますので「確認書【仕様書 - 様式 13】」を提出してください。

第三者委託については、下記ホームページで公表します。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000279022.html>

イ 第三者に委託する場合は、書面により委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、委託の相手方に対する適切な指導、管理を行った上で業務を実施しなければなりません。なお、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当する相手方と委託の契約を締結してはなりません。また、委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。

#### ⑧ 施設の改造

有料駐輪場の管理の効率化や利用者サービスの向上を図ることを目的として、場内の整理整頓、利用受付及び無断利用への対応等の場内の秩序維持に加え、利用に関する苦情対応、緊急時及び災害時の対応等についても迅速にできる体制を確保することに関して、あらかじめ本市の承認を条件に、指定管理者の負担により、自転車駐車場管理システム（機械精算ラックや自動券売機、オートゲート等）の設備機器（設置後の利用券等の消耗品を含む。）を設置することができます。設置を計画する場合には、「業務提案書【仕様書 - 様式 5】」において有料駐輪場ごとに詳細に提案してください。この場合、設

置した設備機器の所有権は、指定管理者に帰属します。また、有料駐輪場内での犯罪抑止に配慮した環境整備を本市と協議の上、行っていただく場合があります。（防犯カメラ、照明設備、犯罪防止掲示板の設置など）指定期間が満了したとき及び、何らかの事由により指定管理者の指定が取り消された場合には、本市が認める場合を除き、指定管理者は設備機器を撤去し、有料駐輪場施設を原状に復旧しなければなりません。なお、原状復旧方法については、本市と協議し、実施するものとします。ただし、本市が有料駐輪場の円滑な運営の継続のため必要と判断したときは、指定管理者に対し、本市又は本市が指定する者と設備機器の引継等に関する協議を申し入れることがありますので、その協議には必ず応じてください。

指定管理者は、大阪市の承認を得ずに有料駐輪場及び付属施設を改造することはできません。

#### ⑨ その他

ア その他、有料駐輪場の維持管理上、大阪市が必要と認める業務について、指定管理者は大阪市の指示に従い実施してください。

イ 有料駐輪場の維持保全に係る主な費用負担については、協定書に記載のリスク分担表を基本として対応してください。

### (2) 有料駐輪場の管理業務にかかる自己点検に関する業務

指定管理者は、各有料駐輪場の管理業務について、協定及び本仕様書等に沿って適正に遂行されているかどうか、自ら日常的に点検を行い、毎月の点検状況を「業務チェックシート（自己点検）【仕様書 - 様式 14】」に記入してください。点検項目については、指定管理者指定後に本市と協議の上決定します。なお、点検した当月の「業務チェックシート（自己点検）【仕様書 - 様式 14】」は、翌月の 15 日までに大阪市に提出してください。

### (3) 有料駐輪場の警備業務等

#### ① 機械精算ラック施設（指定管理者が持ち込む施設を含む。以下、「機械式駐輪器具等」という。）の緊急対応業務

指定管理者は、職員配置時間外において利用者から機械式駐輪器具等の故障等に関する連絡があった場合に緊急対応業務が行える体制を確保し、事前に大阪市へ「書面【様式任意】」で届け出てください。なお、機械式駐輪器具等の緊急対応業務を行った際は、その内容を「機械式駐輪器具等緊急対応業務報告書【様式任意】」に記録の上、翌月 15 日までにまとめて大阪市に報告してください。

#### ② 機械警備業務

指定管理者は、指定管理者が実施する各有料駐輪場の機械警備業務に関して、委託会

社との緊密な連絡関係を含む警備体制を確保し、事前に大阪市へ「書面【様式任意】」で届け出てください。なお、事件等の発生により委託会社から指定管理者へ通報等があった場合は即時に対応し、対応した内容を「書面【様式任意】」に記録の上、速やかに大阪市に報告してください。

### ③ その他

ア 各有料駐輪場で必要な防犯対策及び防災対策を適切に講じてください。

イ 各有料駐輪場における始業時及び終業時の施設の点検を適切に行ってください。

## (4) 各区分ごとに発生する業務に関すること

### ① 駅若しくは有料駐輪場施設の出入口の開門・閉門業務

有料駐輪場のうち、地下式若しくは階層式有料駐輪場については、合築施設の施設管理者との協議に基づき、駅若しくは有料駐輪場施設の出入口の開門・閉門業務が必要となります。各有料駐輪場の開門・閉門時刻は、おおむね次のとおりとなっています。ただし、始発時刻や終発時刻の変更協議により、時刻が変更する場合があります。

指定管理者は、始発前及び終発後の開閉門業務を実施する体制を確保し、事前に大阪市へ「書面【様式任意】」で届け出てください。なお、業務実施時間については、大阪市と合築施設の施設管理者との協議により変更する場合には、大阪市から指定管理者に指示するものとします。また、毎月の業務の実施状況を「開閉門業務報告書【様式任意】」に記録の上、翌月の15日までに大阪市に報告してください。

| 区分 | 有料駐輪場名                 | 開門時刻          | 閉門時刻          |
|----|------------------------|---------------|---------------|
| A  | 大阪城北詰駅・京橋駅自転車駐車場の地下式施設 | 始発の20分前       | 終発の15分後       |
|    | 地下鉄今里駅自転車駐車場の地下式施設     | 始発の20分前       | 終発の10分後       |
|    | 緑橋駅自転車駐車場の地下式施設        | 始発の20分前       | 終発の10分後       |
|    | 清水駅自転車駐車場              | 始発の20分前       | 終発の10分後       |
|    | 新森古市駅自転車駐車場            | 始発の20分前       | 終発の10分後       |
|    | 蒲生四丁目駅自転車駐車場の地下式施設     | 始発の20分前       | 終発の10分後       |
|    | 鳴野駅自転車駐車場              | 始発の20分前       | 終発の10分後       |
|    | 関目駅・関目成育駅自転車駐車場の地下式施設  | 始発の20分前       | 終発の10分後       |
|    | 放出駅自転車駐車場の階層式施設（※1）    | 始発の30分前       | 終発の30分後       |
|    | 横堤駅（北側）自転車駐車場の地下式施設    | 始発の20分前       | 終発の20分後       |
|    | 横堤駅（南側）自転車駐車場の地下式施設    | 始発の20分前       | 終発の15分後       |
|    | 地下鉄玉造駅自転車駐車場           | 始発の35分前       | 終発の10分後       |
| B  | ドーム前千代崎駅自転車駐車場の地下式施設   | 始発前<br>（駅員指示） | 終発後<br>（駅員指示） |
|    | 大正駅地下自転車駐車場            | （※2）          |               |
| C  | 阿倍野駅自転車駐車場の地下式施設       | 5：00          | 翌日0：20        |

|   |                      |               |               |
|---|----------------------|---------------|---------------|
|   | 寺田町駅自転車駐車場の階層式施設（※３） | ７：００          | ２２：００         |
|   | 天王寺駅自転車駐車場の地下式施設     | ４：４５          | 翌日０：３５        |
|   | 岸里駅自転車駐車場の地下式施設      | 始発の２０分前       | 終発の２５分後       |
|   | 花園町駅自転車駐車場の地下式施設     | 始発の４０分前       | 終発の１０分後       |
| D | 御幣島駅自転車駐車場の地下式施設     | 始発前<br>(駅員指示) | 終発後<br>(駅員指示) |
|   | 加島駅自転車駐車場の地下式施設      | 始発前<br>(駅員指示) | 終発後<br>(駅員指示) |
| E | 地下鉄長居駅自転車駐車場の地下式施設   | 始発の３０分前       | 終発の１５分後       |

(※１)開門・閉門業務が必要となる門は、駅北側にある階層式施設（４階建て。Ａ・Ｂ・Ｃブロック及び一時利用のある施設）の３階部分とＪＲ放出駅を結ぶ連絡通路の門を指します。

(※２)開閉門業務について、駅員指示のもと協力してください。

(※３)地域との協議により、日曜・祝日は駐輪場を閉鎖するため、開門・閉門業務は不要です。

## ② 有料駐輪場内の消防用設備等の点検整備

次の有料駐輪場については、地下鉄長堀鶴見緑地線及び今里筋線の有料駐輪場内の消防用設備等の点検整備を実施にあたり、関係機関と締結された「自転車駐車場の消防用設備等の点検整備に関する取り扱いについての確認書」を遵守する必要があるため、取り扱いについては本市より別途指示します。

| 区分 | 有料駐輪場名           | 号線      |
|----|------------------|---------|
| A  | 大阪城北詰駅・京橋駅自転車駐車場 | 長堀鶴見緑地線 |
|    | 横堤駅自転車駐車場        |         |
|    | 地下鉄玉造駅自転車駐車場     |         |
|    | 清水駅自転車駐車場        | 今里筋線    |
|    | 新森古市駅自転車駐車場      |         |
|    | 関目駅・関目成育駅自転車駐車場  |         |
|    | 蒲生四丁目駅自転車駐車場     |         |
|    | 鳴野駅自転車駐車場        |         |
|    | 緑橋駅自転車駐車場        |         |
|    | 地下鉄今里駅自転車駐車場     |         |
| B  | ドーム前千代崎駅自転車駐車場   | 長堀鶴見緑地線 |
|    | 大正駅地下自転車駐車場      |         |
| D  | 井高野駅自転車駐車場       | 今里筋線    |
|    | 瑞光四丁目駅自転車駐車場     |         |
|    | だいどう豊里駅自転車駐車場    |         |

③ 地下式施設における警備業務及び浸水対応業務

指定管理者は、地下式施設が閉鎖空間であることを考慮して、以下の表に挙げられた有料駐輪場について、防火・防犯の観点から踏まえた警備体制を確保し、事前に大阪市へ「書面【様式任意】」で届け出てください。なお、毎月の警備業務の実施状況を「警備業務報告書【様式任意】」に記録の上、翌月の15日までに大阪市に報告してください。ただし、警備業務報告書には、駅別に業務報告を分け、業務報告する上での責任者の検収印を必ず押印するとともに、当月の日ごとに、警備員の印鑑の押印等による日報等の作成により業務履行が分かるようにしてください。また、地下式以外の施設において警備を実施する場合においても、同様とします。

地下式施設のうち一部においては、浸水対策として止水板等にて対応する箇所があります。基本的には交通事業者等にて対応を行いますが、一部指定管理者にて対応が必要な施設がありますので適切に対応してください。なお、次表に現状の警備員配置状況を、【仕様書一別添資料5】に現状の浸水対応状況等を示します。

| 区分 | 有料駐輪場名             | 警備員配置時間                      |
|----|--------------------|------------------------------|
| A  | 大阪城北詰駅・京橋駅自転車駐車場   | 19:00～翌7:00<br>(12/31～1/1のみ) |
|    | 横堤駅自転車駐車場          | 22:00～翌6:00                  |
|    | 地下鉄玉造駅自転車駐車場       | 22:00～翌6:00                  |
| B  | ドーム前千代崎駅自転車駐車場     | 20:00～翌6:30                  |
|    | 大正駅地下自転車駐車場        | 20:00～終電                     |
| C  | 阿倍野駅自転車駐車場         | 20:00～翌1:00                  |
|    | 天王寺駅自転車駐車場         | 20:00～翌1:00                  |
|    | 岸里駅自転車駐車場          | 22:00～翌6:00                  |
|    | 花園町駅自転車駐車場         | 22:00～翌6:00                  |
| D  | 御幣島駅自転車駐車場         | 20:00～終電、始発～6:30             |
|    | 加島駅自転車駐車場          | 20:00～終電、始発～6:30             |
| E  | 地下鉄長居駅自転車駐車場の地下式施設 | 22:00～翌6:00                  |

④ その他施設にかかる業務

ア 岸里駅自転車駐車場（C区分）の地下施設内上部の配管清掃について、作業頻度については、庁舎管理上支障の出ないように適切な清掃回数を設定し、確実に行ってください。

イ 御幣島駅自転車駐車場（D区分）の地下通路・階段部及びI T V・エレベーターの点検・清掃等に関すること

・エレベーター設備の点検、整備及び報告等については、建築基準法に準拠してくだ

さい。ただし、特定行政庁への定期検査（法定点検）結果の報告については、道路施設であるため不用とします。

- ・清掃範囲は、地下通路、階段部及びエレベーターとし、作業頻度については、利用者の快適性を確保するよう適切な清掃回数を設定し、確実に行ってください。

ウ 神崎川駅自転車駐車場（D区分）の維持管理等に関すること

- ・神崎川駅自転車駐車場の維持管理等について、関係機関と締結された「神崎川駅自転車駐車場の維持管理等に関する協定書」を遵守する必要があるため、取り扱いについては本市より別途指示します。

### 3 事業計画書等、事業報告書の作成・提出等

(1) 事業計画書等の作成・提出等

ア 協定書第3条に基づき、指定管理者は、毎年度末までに、次年度の「事業計画書【仕様書 - 様式 15】」及び「収支計画書」を作成し、大阪市に提出する必要があります。

イ 「事業計画書【仕様書 - 様式 15】」で定める業務の詳細は、大阪市と協議の上決定します。

(2) 事業報告書の作成・提出等

ア 地方自治法第244条の2第7項、大阪市立有料自転車駐車場の管理運営業務に関する協定書第39条第1項の規定に基づき、指定管理者は、一事業年度が終了するごとに、当該業務について、当該年度の事業内容と収支を報告する書類「事業報告書【仕様書 - 様式 16】」を大阪市に提出する必要があります。

イ 「事業報告書【仕様書 - 様式 16】」の提出期限は、条例施行規則第6条第2項により、年度終了後、2か月以内となります。

ウ 報告内容としては、当該業務の実施状況、施設の利用状況、事業の実施状況、管理運営・事業に要した経費等の収支状況等の事項を想定していますが、具体的には別途指示します。

なお、大阪市は提出された事業報告と日常的な点検状況等を総合的に勘案し、年度毎の当該業務に関する評価を実施いたします。

エ 施設管理の適正を期するため、指定管理者に対して、上記「事業報告」のほか当該業務又は経理の状況に関し、関係資料の作成及び報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。

オ 指定管理者は、上記報告の請求若しくは調査及び法令等に基づく検査等があったときはこれに協力し、又は指示があったときはこれに従っていただきます。

カ 指定管理者は、大阪市が地方自治法に基づき、当該公の施設の監査を実施する場合には、これに協力していただきます。

#### 4 施設・備品等の取扱い

当該業務を実施するために必要な施設等を無償で利用できるものとします。管理等については、大阪市の指示に基づき適正に行ってください。なお、当該施設等の現状を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得てください。

また、当該業務の実施に当たり必要となる備品等の補修更新を実施し、その費用については指定管理者に負担していただきます。この備品等は、指定期間満了又は指定の取消し後、すべて大阪市が所有するものとなります。ただし、大阪市と指定管理者が協議の上、指定管理者の所有とすることも可能です。

なお、施設に存在する備品等の適正な維持管理のため、備品一覧等を適宜更新し、当該一覧表等に基づく定期的な現物確認を実施するとともに、その結果を毎年度の事業報告書とあわせて大阪市の報告してください。

指定管理者は、事故等により、大阪市の財産を滅失又は損失させたときは、直ちに大阪市の報告するとともに、その指示に従っていただきます。

#### 5 指定管理者として果たすべき責任

##### (1) 個人情報保護の取扱い

当該業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理に当たっては、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）の趣旨を踏まえ、適切な管理を行っていただきます。

なお、当該業務において特定個人情報を取り扱う場合、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）を遵守してください。

##### (2) 情報セキュリティの管理

業務の履行に際して必要となる情報資産に関する情報セキュリティについては、大阪市情報セキュリティ管理規程及び大阪市情報セキュリティ対策基準に基づき、適切な管理を行ってください。

##### (3) 情報公開への対応等

###### ① 情報公開への対応

指定管理者は、大阪市情報公開条例（平成 13 年条例第 24 号）の趣旨を踏まえ、施設管理に関する情報を公開するために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

なお、当該業務に関わって作成され、大阪市に提出された文書は、大阪市が保有する公文書として情報公開請求の対象となります。また、当該業務に関わって作成されたものの、大阪市が保有していない文書については、大阪市は、指定管理者に当該文書を提出するよう求めることができ、指定管理者は、これに応じなければなりません。

また、指定管理者は、当該業務に関わって作成した文書等を適正に管理することとし、指定期間の満了又は指定の取消しと同時に、大阪市の指示に従って保管文書等及びその写しを大阪市又は新たな指定管理者に引き渡し、又は廃棄することとなります。

## ② 文書等の保存

指定管理者は、当該業務に関わって作成した文書等を紙又はデータにより適正に管理することとし、次表のとおり保存する必要があります。また、指定期間の満了又は指定の取消しと同時に、大阪市の指示に従って保管文書等及びその写しを大阪市又は新たな指定管理者に引き継ぐなど適正に管理すること。引き継ぎの完了時には「対象文書等引渡し完了報告書【仕様書 - 様式 17】」を大阪市に提出してください。

| 文書名               | 保存期間 |
|-------------------|------|
| 日報                | 5 年  |
| 個々のジャーナル          | 1 年  |
| 無断駐車料金回収票         | 1 年  |
| 集計ジャーナル           | 5 年  |
| 駐車シール受払簿          | 常用   |
| 定期利用券・駐車シール再発行申請書 | 1 年  |
| 一時利用券受払簿          | 5 年  |
| 一時利用回数券受払簿        | 5 年  |
| 減額一時利用回数券受払簿      | 5 年  |
| 減額一時利用回数券購入申請書    | 5 年  |
| 定期利用申請書           | 常用   |
| 契約者台帳             | 常用   |
| 利用料金還付申請書         | 5 年  |
| 納付書の領収証書          | 5 年  |
| 領収書の控え            | 5 年  |
| 施設に関する日常点検記録簿     | 1 年  |

ア 上表において、保存期間が「常用」のものは、常に有料駐輪場に設置し管理してください。

イ 上表において、保存期間が「1 年」のものは、作成年度の翌年度末まで保存してください。

ウ 保存期間が「5年」のものは、作成年度の5年後の年度末まで保存してください。

(4) 法令等の遵守

有料自転車駐車を管理運営するに当たっては、次の法令等を遵守してください。

○自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

○道路法、道路法施行令ほか道路関連法令

○地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法令

○労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法ほか労働関連法令

○大阪市立有料自転車駐車場条例、大阪市立有料自転車駐車場条例施行規則、大阪市自転車等の駐車場の適正化に関する条例、大阪市自転車等の駐車場の適正化に関する条例施行規則

○行政手続法、大阪市行政手続条例、大阪市個人情報保護条例、大阪市財産条例、大阪市情報公開条例

○有料駐車場の施設維持・設備保守点検に関する法令

○その他関連法令等

(5) 公正採用への対応

大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱及び大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、一定規模の事業所においては、公正採用選考人権啓発推進員を設置する必要があります。

(6) 研修の実施

指定管理者は、当該業務を業務従事者が適切に遂行できるよう、人権研修等必要な研修を行っていただきます。

また、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、当該業務における業務責任者及び業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を業務責任者及び業務従事者その他関係人に対し実施するよう努めていただきます。

(7) 秘密の保持

指定管理者は、当該業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、作成又は取得した文書、図面及び電磁的記録並びにその写しを大阪市の承諾なしに他人に閲覧、複写又は譲渡してはなりません。

なお、上記については、指定期間の満了又は指定の取消し後も同様です。

(8) 事故等への対応

指定管理者は、大阪市と協議の上、事故（個人情報等の漏えい、滅失、き損等を含む。以下同じ。）、災害等（以下「事故等」という。）に対応するための体制を整備していただくことになります。

また、事故等が発生した場合に備え、大阪市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時発生対応計画を定め大阪市に提出していただきます。当該業務の実施中に事故が発生した場合、指定管理者は、当該事故発生 の 帰責の如何にかかわらず、直ちに事故拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市にその旨を報告し、その指示に従っていただきます。

上記事故が発生した場合、指定管理者は、当該事故の詳細について遅滞なく「書面【様式任意】」により大阪市に報告するとともに、その後の具体的な再発防止策について大阪市の指示に従っていただきます。

#### (9) 災害発生時の対応

指定管理施設の指定管理者は、大阪市防災・減災条例（平成26年12月1日条例第139号）第9条に従い、事業者としての責務を果たすものとします。

指定管理者は、大阪市が示す「指定管理者災害対応の手引き（以下「災害対応手引き」という）」に基づき、災害等発生時の体制を整備するものとします。

大阪市地域防災計画に位置付けられている公の施設を管理運営する指定管理者は災害等の発生時における市による施設の使用に関して、市との間で「災害時等における施設利用の協力に関する協定（以下「災害時協定」という）」を締結し、災害等の発生時には当該協定に基づき適切に対応しなければなりません。

指定管理者は、災害等が発生した場合において、指定管理施設における被災者の援助活動等の実施について本市が協力の要請を行ったときは、当該要請に協力するよう努めるものとします。

#### (10) 臨機の措置

当該業務を行うに当たって、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとっていただきます。この場合において、指定管理者は、緊急やむを得ない事情があるときを除き、あらかじめ大阪市の同意を得る必要があります。また、大阪市が、災害防止等を行う上で特に必要があると認めるときは、指定管理者に対して臨機の措置をとることを請求することがあります。

臨機の措置をとった場合、指定管理者は、そのとった措置の内容を大阪市に直ちに通知しなければなりません。

指定管理者が臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、当該業務にかかる経費の範囲において指定管理者が負担することが適当でないと大阪市が認める部分については、大阪市がこれを負担します。

#### (11) 大阪市行政手続条例の遵守

指定管理者は、大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号）（以下「行政手続条例」という。）上の行政庁として、同条例の規定を遵守してください。なお、行政手続条例

第2条第5号の不利益処分を行おうとするときは、大阪市と協議していただきます。

また、使用許可を行う場合は、行政手続条例第5条、第6条、第12条の規定に基づき、それぞれの基準を作成していただき、使用申請の提出先とされている機関の事務所において備付け、その他、適当な方法により公にさせていただきます。

(12) 公正な職務の執行に関する責務

指定管理者及び職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号）第2条第8項に規定する委託先事業者の役職員（＝指定管理者の役職員）は、当該業務の実施に際しては、公正職務条例第5条の責務を果たしていただきます。

(13) 暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入

指定管理者若しくは当該業務の一部を受託した者又は請け負った者が、当該業務の実施に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに大阪市に報告するとともに、警察への届出を行っていただくことになります。

(14) 障がい者法定雇用率達成への取組み

障がい者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、法定雇用率を達成する義務を課しています。応募段階で法定雇用率を達成できていない場合は、障がい者雇入れ計画に基づき、当該管理施設における雇用を誠実に履行してください。

また、指定期間中に法定雇用率を下回った場合は、大阪市に「障がい者雇入れ計画書【仕様書 - 様式 18】」を提出し、計画に基づき職員を雇用し、法定雇用率を達成してください。

## 6 その他

(1) 指定管理者は、募集要項及び協定書・仕様書並びに大阪市の指示を遵守しなければなりません。

(2) 本仕様書の内容については、指定期間中においても、大阪市と指定管理者が協議の上、変更することができるものとします。

(3) 指定管理者は、大阪市が実施する施策及び事業には積極的に協力しなければなりません。その際、各有料駐輪場において、公共工事等に伴う供用停止等に対応しなければなりません。

(4) 指定管理者は、環境保護について十分配慮して業務を遂行しなければなりません。

(5) 指定管理者は、当該業務を実施するに当たっての事故等に対応するため、リスクに応じ

た必要な保険に入っていたき、それを証明する書類を大阪市に提出してください。

- (6) 指定管理者は、有料駐輪場の事務所を他の業務を行うための事務所とすることはできません。

有料駐輪場内に指定管理者による飲料等の自動販売機を設置することもできません。

- (7) 施設の管理・運営にあたっては、既存の設備を使用することを原則とするが、管理の効率化を図るために、あらかじめ大阪市の承認を条件として、指定管理者は有料駐輪場の設備機器の設置又は更新の提案をすることができます。ただし、提案内容が必ずしも承認されるとは限りません。なお、設置にかかる費用は指定管理者が負担してください。

また、設置した設備機器の所有権は、大阪市と指定管理者との協議の上、決定するものとします。

- (8) 本市は指定管理者に対して運営・維持管理等の状況の監視及び実地調査並びに報告書の確認を行い、必要があれば改善を指示します。なお、再度の命令にも関わらず改善がみられない場合においては、協定書第 40 条に基づき指定の取消し又は当該業務の停止を命ずることがあります。

- (9) 今回の募集により、指定管理者が代わった場合、新たな指定管理者は、前指定管理者からの引き継ぎを誠実に行い、指定期間の開始とともに、円滑に当該業務を遂行してください。なお、引き継ぎによって発生する費用については、新たな指定管理者に関する部分は新たな指定管理者の負担となります。

- (10) 指定管理者は、指定期間が満了したとき及び何らかの事由により指定管理者の指定が取り消された場合には本市が認める場合を除き、設備機器を撤去し、管理運営を行ってきた有料駐輪場施設を原状に復旧しなければなりません。この場合、原状復旧に要する経費は、業務を解約される帰責性が本市にある場合を除き、指定管理者の負担とします。ただし、本市が有料駐輪場の円滑な運営の継続のため必要と判断したときは、本市は指定管理者に対し、期間を定めて本市が指定する者に優先的に指定管理者が設置した有料駐輪場施設を譲渡等する旨の協議を申し入れることができるものとし、指定管理者はその協議に誠実に応じなければなりません。

また、管理運営終了後においても、指定管理者は有料駐輪場施設の円滑な管理運営のために必要な協力を行わなければなりません。

- (11) 指定期間中において、新硬貨・新紙幣が発行されることとなった際には、利用者の利便性を考慮し、速やかに対応措置を取るよう努めてください。なお、対応にかかる費用は指定管理者が負担してください。

建設局監視カメラ、通話録音装置、録画装置及び録音装置取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建設局所管業務の公正かつ適正な執行を確保し、犯罪の防止及び職員への不当な圧力を排除する目的から設置する監視カメラ、通話録音装置、録画装置及び録音装置の管理に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「監視カメラ」とは、監視を行うことを目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラをいう。
- (2)「通話録音装置」とは、電話機での通話開始とともに又は通話中に自動又は手動で通話内容を録音、記録する装置をいう。
- (3)「録画装置」とは、画像を録画、記録する装置をいう。
- (4)「録音装置」とは、音声を録音、記録する装置をいう。
- (5)「録画データ」とは、監視カメラ及び録画装置により、撮影、記録されたものをいう。
- (6)「録音データ」とは、通話録音装置及び録音装置（以下「通話録音装置等」という。）により録音、記録されたものをいう。

(課長等の責務)

第3条 建設局の各課長級職員（建設局からの派遣職員を除く。以下「課長等」という。）は、監視カメラ、通話録音装置、録画装置、録音装置並びに録画データ及び録音データを適正に管理しなければならない。

2 課長等は、監視カメラ、通話録音装置、録画装置、録音装置並びに録画データ及び録音データの取扱いを課長等及び課長等があらかじめ指定した職員以外のものに從事させてはならない。

3 課長等は、職員に本要綱の内容を遵守させなければならない。

(監視カメラの設置の表示)

第4条 課長等は、監視カメラの設置にあたり、カメラ設置箇所付近又は撮影対象区域の見やすい場所に監視カメラを設置していることを表示するものとする。

(録画装置、通話録音装置等の使用)

第5条 職員は、必要性を十分に精査のうえ録画装置、通話録音装置等を使用することができる。

2 職員は、録画装置、通話録音装置等を使用するときは、相手方に録画又は録音す

ることを告知したうえで使用するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に告知することを要しない。

- (1) 脅迫、恐喝など不当要求行為に該当する場合、又は刑事事件に発展するおそれがある場合、その他トラブル等に発展するおそれがあると認めるとき
- (2) 民事訴訟に発展するおそれがあると認められるとき
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守る必要があるとき
- (4) 前項各号の他、告知しないことがやむを得ないと認められるとき

(録画データ等の取扱い)

第6条 録画データ及び録音データ（以下「録画データ等」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正な管理を行い流出、漏えい、盗難、紛失その他事故が生じないよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 録画データ等は、施錠可能な事務室内又は施錠可能な保管庫内において保管するものとする。
- 3 録画データ等の保管期間は、原則として30日間とし、保管期間を経過した録画データ等は、速やかに消去するものとする。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。
- 4 職員は、課長等の指示なく、録画データ等を編集又は加工をしてはならない。
- 5 課長等は、前各項に掲げるもののほか、録画データ等及び記録した媒体について、必要な措置を講ずるものとする。

(録画データ等の開示請求)

第7条 録画データ等の開示請求があった場合は、個人情報の保護に関する法律に基づき処理するものとする。

(指定管理施設等の措置)

第8条 建設局が管理する施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にその管理を行わせるもの及び契約によりその管理業務を委託するもの（以下「指定管理施設等」という。）を含む。）における監視カメラの運用に関する事務の全部又は一部を、当該指定管理施設等に係る指定管理者又は管理業務受託者に行わせるときは、協定、委託契約等により個人情報の保護に関し、十分な措置を講じるよう求めるとともに、この要綱の趣旨を遵守するよう義務付けなければならない。

- 2 前項の規定により監視カメラの運用に関する事務の全部又は一部を、当該指定管理施設等に係る指定管理者又は管理業務受託者に行わせる場合には、大阪市は、必要があると認めるときはいつでも当該指定管理施設等を実地に調査し、又は当該監視カメラの運用状況に関し、指定管理者又は管理業務受託者に報告を求め、若しくはこれに必要な指示を行うことができる。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

建設局自転車駐車場防犯カメラ設置及び管理運営規定

(趣旨)

第1条 この規定は、市内自転車駐車場（以下「駐輪場」という。）の安全確保を図るため、犯罪の未然防止と犯罪発生時の迅速な対応等を目的とした防犯カメラの設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 防犯カメラは、街頭犯罪が発生する恐れのある見通しの悪い高架下や階層式駐輪場等に設置する。設置に際しては、個人のプライバシー等に配慮する。

(設置表示)

第3条 防犯カメラ設置場所の見やすい位置に「防犯カメラ作動中」を記載した看板等を設置する。

(管理及び管理責任者)

第4条 防犯カメラに関する管理責任者は、有料駐輪場については自転車対策課長とし、無料駐輪場は工営所長とする。

- 2 防犯カメラにより録画された映像データの管理に当たっては、大阪市個人情報保護条例（平成7年改正大阪市条例第11号）に基づき適正な管理を行う。
- 3 防犯カメラにより録画された映像データの記録媒体等を回収する者及び撮影された映像を閲覧するものは、有料駐輪場については地方自治法第244条の2第3項及び大阪市有料自転車駐車場条例第5条の規定に基づき本市と管理運営業務に関する基本協定及び年度協定を締結した指定管理者とし、無料駐輪場は工営所長があらかじめ指定した者に限る。

(運用)

第5条 防犯カメラの作動・録画については、原則終日（24時間）行うものとする。なお、電源供給等の事由がある場合は、この限りではない。

(映像データの取扱い)

第6条 撮影された映像の保管期間は、SDカード方式録画装置は7日間程度とし、以外の録画装置については、各機種により本市と指定管理者にて協議し決定する。  
期間終了後は、設置する機器の機能により上書き又は消去を行う。

- 2 画像を記録した媒体は、施錠可能な場所に管理保管する。

(画像の利用制限)

第7条 防犯カメラにより撮影された映像は、犯罪発生の確認及び管理上必要な場合のみ利用することとし、他の目的のために利用してはならない。

- 2 映像データは、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に提供しない。

- (1) 裁判所等から法令に基づく請求があった場合
- (2) 捜査機関等から犯罪捜査の目的により照会を受けた場合（なお、提出は原則と

して捜査機関等からの文書による照会に対して報告する。)

3 録画した映像は、修正・加工又は複写を行ってはならない。ただし、前項の規定により第三者に提供等を行う場合は、この限りではない。

4 映像データの提供に際しては、あらかじめ自転車対策課へ報告する。

(その他)

第8条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、大阪市と指定管理者との協議のうえ、決定するものとする。

附則

(施行期日)

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

|             |                     | 所在地           | 形 式             | 録画装置<br>(SD方式) | モニター監視型 |      |        |       | 備 考 |
|-------------|---------------------|---------------|-----------------|----------------|---------|------|--------|-------|-----|
|             |                     |               |                 |                | カメラ     | モニター | レコーダー等 | その他装置 |     |
| A区分全体（23施設） |                     |               |                 | 12             | 97      | 14   | 14     | 0     |     |
|             | 大阪城北詰・京橋駅<br>自転車駐車場 | 大阪市都島区東野田町2丁目 | 地上平置<br>階層式、地下式 | 0              | 17      | 2    | 2      | 0     |     |
|             | 桜ノ宮駅自転車駐車場          | 大阪市都島区中野町5丁目  | 地上平置            | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 野江内代駅自転車駐車場         | 大阪市都島区内代町1丁目  | 地上平置            | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 都島駅自転車駐車場           | 大阪市都島区都島本通1丁目 | 地上平置            | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | JR玉造駅自転車駐車場         | 大阪市東成区東小橋1丁目  | 地上平置、階層式        | 0              | 7       | 1    | 1      | 0     |     |
|             | 新深江駅自転車駐車場          | 大阪市東成区神路4丁目   | 地上平置            | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 地下鉄今里駅自転車駐車場        | 大阪市東成区大今里3丁目  | 地上平置、地下式        | 0              | 5       | 1    | 1      | 0     |     |
|             | 鶴橋駅自転車駐車場           | 大阪市東成区東小橋3丁目  | 地上平置、階層式        | 0              | 20      | 2    | 2      | 0     |     |
|             | 深江橋駅自転車駐車場          | 大阪市東成区深江北2丁目  | 地上平置            | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 緑橋駅自転車駐車場           | 大阪市東成区東中本1丁目  | 地上平置、地下式        | 4              | 6       | 1    | 1      | 0     |     |
|             | 清水駅自転車駐車場           | 大阪市旭区清水4丁目    | 地下式             | 0              | 4       | 1    | 1      | 0     |     |
|             | 新森古市駅自転車駐車場         | 大阪市旭区新森4丁目    | 地下式             | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 関目高殿駅自転車駐車場         | 大阪市旭区高殿4丁目    | 地上平置            | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 千林大宮駅自転車駐車場         | 大阪市旭区森小路2丁目   | 地上平置、階層式        | 0              | 5       | 1    | 1      | 0     |     |
|             | 太子橋今市駅自転車駐車場        | 大阪市旭区太子橋1丁目   | 地上平置            | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 今福鶴見駅自転車駐車場         | 大阪市城東区今福東2丁目  | 地上平置            | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 蒲生四丁目駅自転車駐車場        | 大阪市城東区今福西3丁目  | 地上平置、地下式        | 4              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 鳴野駅自転車駐車場           | 大阪市城東区鳴野東2丁目  | 地下式             | 0              | 4       | 1    | 1      | 0     |     |
|             | 関目駅・関目成育駅<br>自転車駐車場 | 大阪市城東区関目5丁目   | 地上平置、地下式        | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 鶴見緑地駅自転車駐車場         | 大阪市鶴見区緑地公園    | 地上平置            | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 放出駅自転車駐車場           | 大阪市鶴見区放出東3丁目  | 地上平置、階層式        | 4              | 15      | 1    | 1      | 0     |     |
|             | 横堤駅自転車駐車場           | 大阪市鶴見区横堤5丁目   | 地上平置、地下式        | 0              | 10      | 2    | 2      | 0     |     |
|             | 地下鉄玉造駅自転車駐車場        | 大阪市天王寺区玉造本町   | 地下式             | 0              | 4       | 1    | 1      | 0     |     |

【B区分】防犯カメラ設置状況

|             |                      | 所在地            | 形 式      | 録画装置<br>(SD方式) | モニター監視型 |      |        |       | 備 考 |
|-------------|----------------------|----------------|----------|----------------|---------|------|--------|-------|-----|
|             |                      |                |          |                | カ メ ラ   | モニター | レコーダー等 | その他装置 |     |
| B区分全体（33施設） |                      |                |          | 64             | 30      | 5    | 5      | 0     |     |
|             | 阿波座駅自転車駐車場           | 大阪市西区西本町3丁目    | 地上平置     | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 九条駅自転車駐車場            | 大阪市西区九条2丁目     | 地上平置     | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | ドーム前千代崎駅自転車駐車場       | 大阪市西区千代崎3丁目    | 地上平置、地下式 | 0              | 8       | 1    | 1      | 0     |     |
|             | 西大橋駅自転車駐車場           | 大阪市西区新町2丁目     | 地上平置     | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 西長堀駅自転車駐車場           | 大阪市西区新町4丁目     | 地上平置     | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 朝潮橋駅自転車駐車場           | 大阪市港区夕凧2丁目     | 地上平置     | 16             | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 大阪港駅自転車駐車場           | 大阪市港区築港4丁目     | 地上平置     | 4              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 弁天町駅西自転車駐車場          | 大阪市港区弁天1丁目     | 地上平置     | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 弁天町駅東自転車駐車場          | 大阪市港区波除3丁目     | 地上平置     | 4              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 大正駅自転車駐車場            | 大阪市大正区三軒家西1丁目  | 地上平置、階層式 | 2              | 6       | 1    | 1      | 0     |     |
|             | 大正地下駅自転車駐車場          | 大阪市大正区三軒家東1丁目  | 地上平置、地下式 | 0              | 4       | 1    | 1      | 0     |     |
|             | 谷町四丁目駅自転車駐車場         | 大阪市中央区谷町3丁目    | 地上平置     | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 谷町六丁目駅自転車駐車場         | 大阪市中央区安堂寺町1丁目  | 地上平置     | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 難波千日前駅自転車駐車場         | 大阪市中央区千日前2丁目   | 地上平置     | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 森ノ宮駅自転車駐車場           | 大阪市中央区大阪城      | 地上平置     | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 芦原橋駅自転車駐車場           | 大阪市浪速区浪速東1丁目   | 地上平置、階層式 | 4              | 7       | 1    | 1      | 0     |     |
|             | 今宮駅自転車駐車場            | 大阪市浪速区大国3丁目    | 地上平置     | 7              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 恵美須町駅自転車駐車場          | 大阪市浪速区日本橋5丁目   | 地上平置     | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 桜川駅・JR難波駅・汐見橋駅自転車駐車場 | 大阪市浪速区湊町1丁目    | 地上平置     | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 大国町駅自転車駐車場           | 大阪市浪速区戎本町1丁目   | 地上平置     | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | JR野田駅・玉川駅自転車駐車場      | 大阪市福島区吉野3丁目    | 地上平置     | 4              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 野田阪神駅・阪神野田駅自転車駐車場    | 大阪市福島区海老江1丁目   | 地上平置     | 1              | 5       | 1    | 1      | 0     |     |
|             | 福島駅自転車駐車場            | 大阪市福島区福島5丁目    | 地上平置     | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 扇町駅・天満駅自転車駐車場        | 大阪市北区錦町        | 地上平置     | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 大阪天満宮駅・南森町駅自転車駐車場    | 大阪市北区南森町1丁目    | 地上平置     | 12             | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 地下鉄中津駅自転車駐車場         | 大阪市北区中津1丁目     | 地上平置     | 6              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 天神橋筋六丁目駅自転車駐車場       | 大阪市北区浪花町       | 地上平置     | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 中崎町駅自転車駐車場           | 大阪市北区中崎西2丁目    | 地上平置     | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 阪急中津駅自転車駐車場          | 大阪市北区中津3丁目     | 地上平置     | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 安治川口駅自転車駐車場          | 大阪市此花区島屋6丁目    | 地上平置     | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 西九条駅自転車駐車場           | 大阪市此花区西九条1丁目   | 地上平置     | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 上本町駅自転車駐車場           | 大阪市天王寺区上本町6丁目  | 地上平置     | 4              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 四天王寺前夕陽ヶ丘駅自転車駐車場     | 大阪市天王寺区四天王寺1丁目 | 地上平置     | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |

【C区分】防犯カメラ設置状況

|             |              | 所在地                | 形 式             | 録画装置<br>(SD方式) | モニター監視型 |      |        |       | 備 考             |
|-------------|--------------|--------------------|-----------------|----------------|---------|------|--------|-------|-----------------|
|             |              |                    |                 |                | カメラ     | モニター | レコーダー等 | その他装置 |                 |
| C区分全体（23施設） |              |                    |                 | 43             | 123     | 14   | 14     | 8     |                 |
|             | 阿倍野駅自転車駐車場   | 大阪市阿倍野区阿倍野筋4-18-31 | 地上平置<br>階層式、地下式 | 14             | 23      | 2    | 2      | 0     |                 |
|             | 昭和町駅自転車駐車場   | 大阪市阿倍野区阪南町2丁目1     | 地上平置            | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |                 |
|             | 寺田町駅自転車駐車場   | 大阪市阿天王寺区大道5-11-22  | 階層式、地上平置        | 0              | 8       | 1    | 1      | 0     |                 |
|             | 天王寺駅自転車駐車場   | 大阪市阿倍野区松崎町1丁目2     | 地下式、地上平置        | 0              | 2       | 1    | 1      | 0     |                 |
|             | 西田辺駅自転車駐車場   | 大阪市阿倍野区西田辺1丁目17-1  | 地上平置            | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |                 |
|             | 文の里駅自転車駐車場   | 大阪市阿倍野区昭和町1丁目4     | 地上平置            | 8              | 0       | 0    | 0      | 0     |                 |
|             | 北加賀屋駅自転車駐車場  | 大阪市住之江区中加賀屋1丁目11   | 階層式、地上平置        | 0              | 8       | 1    | 1      | 0     |                 |
|             | 住ノ江駅自転車駐車場   | 大阪市住之江区西住之江2-1-2   | 階層式             | 0              | 8       | 1    | 1      | 0     |                 |
|             | 住之江公園駅自転車駐車場 | 大阪市住之江区新北島1丁目2     | 階層式、地上平置        | 0              | 8       | 1    | 1      | 0     |                 |
|             | 岸里駅自転車駐車場    | 大阪市西成区岸里1丁目5-20    | 地下式、地上平置        | 0              | 14      | 1    | 1      | 0     |                 |
|             | 岸里玉出駅自転車駐車場  | 大阪市西成区玉出東1丁目1-34   | 階層式             | 0              | 10      | 2    | 2      | 0     |                 |
|             | 天下茶屋駅自転車駐車場  | 大阪市西成区花園南2丁目8-16   | 階層式             | 0              | 22      | 2    | 2      | 0     |                 |
|             | 花園町駅自転車駐車場   | 大阪市西成区花園北2丁目16-16  | 地下式、地上平置        | 0              | 8       | 1    | 1      | 0     |                 |
|             | あびこ駅自転車駐車場   | 大阪市住吉区我孫子東2丁目6     | 階層式、地上平置        | 0              | 12      | 1    | 1      | 0     |                 |
|             | 我孫子町駅自転車駐車場  | 大阪市住吉区我孫子西2丁目-1地先  | 地上平置            | 10             | 0       | 0    | 0      | 8     | その他装置：録画装置送風ファン |
|             | 我孫子前駅自転車駐車場  | 大阪市住吉区遠里小野1-11-16  | 地上平置            | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |                 |
|             | 粉浜駅自転車駐車場    | 大阪市住吉区東粉浜2丁目24-12  | 地上平置            | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |                 |
|             | 沢ノ町駅自転車駐車場   | 大阪市住吉区殿辻2丁目4       | 地上平置            | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |                 |
|             | 杉本駅自転車駐車場    | 大阪市住吉区杉本3丁目2       | 地上平置            | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |                 |
|             | 住吉大社駅自転車駐車場  | 大阪市住吉区長峽町4-41      | 地上平置            | 6              | 0       | 0    | 0      | 0     |                 |
|             | 住吉東駅自転車駐車場   | 大阪市住吉区帝塚山東5丁目      | 地上平置            | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |                 |
|             | 玉出駅自転車駐車場    | 大阪市住吉区東粉浜1丁目8-11   | 地上平置            | 5              | 0       | 0    | 0      | 0     |                 |
|             | 帝塚山駅自転車駐車場   | 大阪市住吉区帝塚山中3丁目10    | 地上平置            | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |                 |

【D区分】防犯カメラ設置状況

|             |               | 所在地           | 形 式          | 録画装置<br>(SD方式) | モニター監視型 |      |        |       | 備 考 |
|-------------|---------------|---------------|--------------|----------------|---------|------|--------|-------|-----|
|             |               |               |              |                | カメラ     | モニター | レコーダー等 | その他装置 |     |
| D区分全体（22施設） |               |               |              | 118            | 68      | 12   | 10     | 0     |     |
|             | 千船駅自転車駐車場     | 大阪市西淀川区佃2丁目   | 地上平置         | 6              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 塚本駅自転車駐車場     | 大阪市西淀川区柏里3丁目  | 地上平置、階層式     | 9              | 6       | 1    | 1      | 0     |     |
|             | 出来島駅自転車駐車場    | 大阪市西淀川区出来島1丁目 | 地上平置         | 2              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 姫島駅自転車駐車場     | 大阪市西淀川区姫島1丁目  | 地上平置         | 8              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 福駅自転車駐車場      | 大阪市西淀川区福町3丁目  | 地上平置         | 4              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 御幣島駅自転車駐車場    | 大阪市西淀川区御幣島1丁目 | 地上平置、地下式     | 0              | 6       | 3    | 1      | 0     |     |
|             | 加島駅自転車駐車場     | 大阪市淀川区加島3丁目   | 地上平置、地下式     | 3              | 6       | 1    | 1      | 0     |     |
|             | 神崎川駅自転車駐車場    | 大阪市淀川区三津屋北1丁目 | 地上平置、階層式     | 0              | 8       | 1    | 1      | 0     |     |
|             | 十三駅自転車駐車場     | 大阪市淀川区新北野1丁目  | 地上平置、階層式、地下式 | 6              | 16      | 2    | 2      | 0     |     |
|             | 新大阪駅北口自転車駐車場  | 大阪市淀川区宮原1丁目   | 地上平置         | 4              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 新大阪駅南口自転車駐車場  | 大阪市淀川区西中島5丁目  | 地上平置         | 4              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 西中島南方駅自転車駐車場  | 大阪市淀川区西中島3丁目  | 地上平置         | 13             | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 東三国駅自転車駐車場    | 大阪市淀川区東三国2丁目  | 地上平置         | 2              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 東淀川駅自転車駐車場    | 大阪市淀川区宮原2丁目   | 地上平置         | 2              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 相川駅自転車駐車場     | 大阪市東淀川区相川2丁目  | 地上平置         | 2              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 井高野駅自転車駐車場    | 大阪市東淀川区北江口4丁目 | 地上平置、地下式     | 0              | 4       | 1    | 1      | 0     |     |
|             | 上新庄駅自転車駐車場    | 大阪市東淀川区瑞光1丁目  | 地上平置、階層式     | 24             | 18      | 2    | 2      | 0     |     |
|             | 下新庄駅自転車駐車場    | 大阪市東淀川区下新庄4丁目 | 地上平置         | 14             | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 新大阪駅東口自転車駐車場  | 大阪市東淀川区西淡路1丁目 | 地上平置、階層式     | 5              | 4       | 1    | 1      | 0     |     |
|             | 瑞光四丁目駅自転車駐車場  | 大阪市東淀川区瑞光4丁目  | 地下式          | 4              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 崇禅寺駅自転車駐車場    | 大阪市東淀川区柴島1丁目  | 地上平置         | 1              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | だいどう豊里駅自転車駐車場 | 大阪市東淀川区大桐1丁目  | 地下式          | 5              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |

【E区分】防犯カメラ設置状況

|             |              | 所在地            | 形 式      | 録画装置<br>(SD方式) | モニター監視型 |      |        |       | 備 考 |
|-------------|--------------|----------------|----------|----------------|---------|------|--------|-------|-----|
|             |              |                |          |                | カメラ     | モニター | レコーダー等 | その他装置 |     |
| E区分全体（17施設） |              |                |          | 43             | 42      | 6    | 6      | 0     |     |
|             | 北巽駅自転車駐車場    | 大阪市生野区巽北4丁目    | 地上平置     | 0              | 3       | 1    | 1      | 0     |     |
|             | 近鉄今里駅自転車駐車場  | 大阪市生野区新今里4丁目   | 地上平置     | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 小路駅自転車駐車場    | 大阪市生野区小路東2丁目   | 地上平置     | 2              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 南巽駅自転車駐車場    | 大阪市生野区巽南3丁目    | 地上平置     | 0              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 桃谷駅自転車駐車場    | 大阪市生野区勝山北1丁目   | 階層式      | 0              | 7       | 1    | 1      | 0     |     |
|             | 駒川中野駅自転車駐車場  | 大阪市東住吉区駒川3丁目   | 地上平置     | 5              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 田辺駅自転車駐車場    | 大阪市東住吉区田辺2丁目   | 地上平置     | 2              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 地下鉄長居駅自転車駐車場 | 大阪市東住吉区長居公園    | 地下式、地上平置 | 0              | 11      | 1    | 1      | 0     |     |
|             | 東部市場前駅自転車駐車場 | 大阪市東住吉区杭全1丁目   | 階層式      | 0              | 5       | 1    | 1      | 0     |     |
|             | 針中野駅自転車駐車場   | 大阪市東住吉区鷹合2丁目   | 地上平置     | 12             | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 加美駅自転車駐車場    | 大阪市平野区加美東4丁目   | 地上平置     | 2              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 喜連瓜破駅自転車駐車場  | 大阪市平野区喜連2丁目    | 地上平置     | 0              | 6       | 1    | 1      | 0     |     |
|             | JR平野駅自転車駐車場  | 大阪市平野区平野元町     | 地上平置     | 0              | 10      | 1    | 1      | 0     |     |
|             | 地下鉄平野駅自転車駐車場 | 大阪市平野区背戸口5丁目   | 地上平置     | 3              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 出戸駅自転車駐車場    | 大阪市平野区喜連東5丁目   | 地上平置     | 1              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | 長原駅自転車駐車場    | 大阪市平野区長吉長原東2丁目 | 地上平置     | 11             | 0       | 0    | 0      | 0     |     |
|             | JR長居駅自転車駐車場  | 大阪市住吉区長居東4丁目   | 地上平置     | 5              | 0       | 0    | 0      | 0     |     |

設備維持保全に関する業務内容

※利用者が安全・安心・快適に駐車場を利用していただくために、常に各駐車場に設置されている設備等を良好に維持管理する必要がある。

| 設 備              |                                      | 点検種別 | 業 務 内 容                                                                                          |
|------------------|--------------------------------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①<br>②<br>③<br>④ | 受変電設備<br>自家発電設備<br>直流電源装置<br>無停電電源装置 | 法定点検 | 経済産業局への届け出の保安規定に基づく1回／年の点検の実施<br>消防法に基づく自家発電・蓄電池設備の1回／6ヵ月の点検の実施<br>経済産業局への届け出の保安規定に基づく1回／月の点検の実施 |
|                  |                                      |      | 電気主任技術者代行者を専任し、本市の電気主任技術者の指示に基づく点検の実施                                                            |
|                  |                                      | 日常点検 | 五感による点検の実施、機能劣化がある場合随時判断及び修繕措置                                                                   |
|                  |                                      |      |                                                                                                  |
| ⑤                | エレベータ設備                              | 法定点検 | 建築基準法に基づく1回／年の定期検査、1回／月の点検の実施<br>※フルメンテナンス契約（専門業者）                                               |
| ⑥                | 防災設備                                 | 法定点検 | 消防法に基づく外観・機能点検（1回／6ヵ月）の実施<br>消防法に基づく総合点検（1回／年）の実施                                                |
|                  |                                      | 日常点検 | 機能劣化がある場合随時判断及び修繕措置                                                                              |
| ⑦                | 中央監視設備                               | 定期点検 | 専門業者による点検の実施                                                                                     |
|                  |                                      | 日常点検 | 対象設備機器等の重要度に応じ保守点検頻度を設定し、機能、劣化状況の判断<br>機能劣化がある場合随時判断及び修繕措置                                       |
| ⑧                | 電気設備                                 | 日常点検 | 対象設備機器等の重要度に応じ保守点検頻度を設定し、機能、劣化状況の判断<br>機能劣化がある場合随時判断及び修繕措置<br>照明灯の球替え等の軽微な作業                     |
| ⑨                | 換気設備                                 | 定期点検 | 専門業者による点検の実施                                                                                     |
|                  |                                      | 日常点検 | 対象設備機器等の重要度に応じ保守点検頻度を設定し、機能、劣化状況の判断<br>機能劣化がある場合随時判断及び修繕措置                                       |
| ⑩                | 空調設備                                 | 定期点検 | 専門業者による点検の実施                                                                                     |
|                  |                                      | 日常点検 | 対象設備機器等の重要度に応じ保守点検頻度を設定し、機能、劣化状況の判断<br>機能劣化がある場合随時判断及び修繕措置                                       |
| ⑪                | 給排水衛生設備                              | 定期点検 | 専門業者による点検の実施                                                                                     |
|                  |                                      | 日常点検 | 対象設備機器等の重要度に応じ保守点検頻度を設定し、機能、劣化状況の判断<br>機能劣化がある場合随時判断及び修繕措置                                       |
| ⑫                | 駐車管制設備                               | 定期点検 | 専門業者による点検の実施                                                                                     |
|                  |                                      | 日常点検 | 対象設備機器等の重要度に応じ保守点検頻度を設定し、機能、劣化状況の判断<br>機能劣化がある場合随時判断及び修繕措置                                       |
| ⑬                | 出入口用<br>シャッター                        | 定期点検 | 専門業者による点検の実施                                                                                     |
|                  |                                      | 日常点検 | 保守点検頻度を設定し、機能、劣化状況の判断<br>機能劣化がある場合随時判断及び修繕措置                                                     |
| ⑭<br>⑮           | 駐車機械装置                               | 定期点検 | 専門業者による点検の実施                                                                                     |
|                  |                                      | 日常点検 | 機能劣化がある場合随時判断及び修繕措置                                                                              |
| ⑯                | CO検知<br>警報設備                         | 定期点検 | 専門業者による点検の実施                                                                                     |
|                  |                                      | 日常点検 | 機能劣化がある場合随時判断及び修繕措置                                                                              |
| ⑰                | 防犯設備                                 | 定期点検 | 専門業者による点検を実施し別紙4にて提出                                                                             |
|                  |                                      | 日常点検 | 機能劣化がある場合随時判断及び修繕措置                                                                              |
| ⑱                | 土木施設（舗装・柵等）                          | 定期点検 | 巡視点検を1回／年実施し別紙5にて提出                                                                              |
|                  |                                      | 日常点検 | 定期点検における異常箇所の状態観測及び定期点検以外の箇所にて機能劣化<br>がある場合随時判断及び修繕措置                                            |
| ※                | 建築物及び建築設備                            | 法定点検 | 専門業者による建築基準法に基づく特定建築物（1回／3年）、建築設備（1回／年）点検<br>の実施(合築施設)                                           |
|                  |                                      | 定期点検 | 専門業者による建築基準法及び道路法施行規則第4条の5の2(道路橋、横断歩道橋)に準じる<br>特定建築物以外の階層式自転車駐車場(1回／5年)構造物点検の実施                  |

注： ⑤エレベータ設備については、フルメンテナンス契約とし、対象機器に応じたメンテナンス内容とする。

①～⑤、⑦、⑭～⑯※以外の設備等については、次頁以降の点検整備要領を参照

- ・電気設備保守点検時（停電試験）には、駐車機械装置の停復電処置及び動作確認を行うこと。
- ・機械式駐車場については、各種点検を実施する際に、点検場所・内容を考慮して必要に応じ駐車機械装置専門業者に立会を行わせること。
- ・各点検終了後、速やかに点検報告書を提出すること。

※印の内容については、国土交通省のHP→官庁営繕→保全関連基準→建築物点検マニュアルの作成について、を確認すること。

■地下式自転車駐車場浸水対策方法等

|    | 名 称                     | 所在地         | 施設の区分          | 施設に関する関係先       | 浸水における対策方法   |                |     |               |     |                                           |
|----|-------------------------|-------------|----------------|-----------------|--------------|----------------|-----|---------------|-----|-------------------------------------------|
|    |                         |             |                |                 | 止水板<br>(手動式) | 止水板<br>(はめ込み式) | 止水扉 | 排水ポンプ<br>(自動) | 土のう | 備考                                        |
| 1  | 地下鉄今里駅自転車駐車場            | 東成区大今里3     | 地下駐輪場          | 大阪メトロ           |              | ○              | ○   |               |     | 大阪メトロ対応                                   |
| 2  | 大阪城北詰駅・京橋駅自転車駐車場        | 都島区東野田1     | 地下駐輪場          | 大阪メトロ           |              | ○              |     |               |     | 大阪メトロ対応                                   |
| 3  | 蒲生4丁目駅自転車駐車場            | 城東区今福西3     | 地下駐輪場          | 大阪メトロ<br>国道     |              | ○              | ○   | ○<br>(手動)     | ○   | 国道管理施設<br>止水板、止水扉は大阪メトロ対応                 |
| 4  | 鳴野駅自転車駐車場               | 城東区鳴野東2     | 地下駐輪場          | 大阪メトロ           |              | ○              | ○   |               | ○   | 止水板、止水扉は大阪メトロ対応                           |
| 5  | 清水駅自転車駐車場               | 旭区清水4       | 地下駐輪場          | 大阪メトロ           |              | ○              |     |               | ○   | 大阪メトロ対応                                   |
| 6  | 新森古市駅自転車駐車場             | 旭区新森4丁目2-27 | 地下駐輪場          | 大阪メトロ<br>国道     |              | ○              | ○   | ○             | ○   | 国道管理施設<br>止水板、止水扉は大阪メトロ対応                 |
| 7  | 関目成育駅自転車駐車場             | 城東区関目5丁目1-5 | 地下駐輪場          | 大阪メトロ<br>国道     |              | ○              | ○   |               | ○   | 国道管理施設<br>止水板、止水扉は大阪メトロ対応                 |
| 8  | 地下鉄玉造駅自転車駐車場            | 中央区玉造1      | 地下駐輪場          | 大阪メトロ           |              | ○              |     |               | ○   | 大阪メトロ対応                                   |
| 9  | 緑橋駅自転車駐車場               | 東成区東中本1     | 地下駐輪場          | 大阪メトロ           |              | ○              | ○   |               | ○   | 止水板、止水扉は大阪メトロ対応                           |
| 10 | 横堤駅自転車駐車場               | 鶴見区横堤5      | 地下駐輪場          | 大阪メトロ           |              | ○              |     | ○             | ○   | 大阪メトロが対応。但し、サイカ<br>管理員駐在時間内は、協力をす<br>る。   |
| 11 | 横堤駅自転車駐車場(鶴見複合施設内)      | 鶴見区横堤5      | 地下駐輪場          | 大阪メトロ<br>区役所    |              | ○              |     | ○             | ○   | 大阪メトロ対応                                   |
| 12 | 芦原橋駅自転車駐車場              | 浪速区浪速東1     | 地下駐輪場<br>(半地下) | 単独              |              |                |     | ○             | ○   |                                           |
| 13 | 大正駅地下自転車駐車場             | 大正区三軒屋東1    | 地下駐輪場          | 大阪メトロ           |              | ○              | ○   |               |     | 止水板、止水扉は大阪メトロ対応                           |
| 14 | ドーム前千代崎駅自転車駐車場          | 西区千代崎町3     | 地下駐輪場          | 大阪メトロ+E19国道     |              |                | ○   |               |     | 止水扉は大阪メトロ対応                               |
| 15 | あびこ駅自転車駐車場              | 住吉区苅田9      | 地下駐輪場<br>(半地下) | 単独              |              |                |     | ○             |     |                                           |
| 16 | 阿倍野駅自転車駐車場              | 阿倍野区阿倍野筋3   | 地下駐輪場          | 大阪メトロ           |              |                |     | ○             |     |                                           |
| 17 | 阿倍野駅自転車駐車場<br>(区民センター内) | 阿倍野区阿倍野筋4   | 地下駐輪場<br>(半地下) | 区民センター          |              |                |     | ○             |     |                                           |
| 18 | 岸里駅自転車駐車場               | 西成区岸里1      | 地下駐輪場          | 西成区役所<br>大阪メトロ  | ○            | ○              |     |               |     | 止水板は、指定管理者が対応。<br>区役所には職員待機時等は協<br>力して頂く。 |
| 19 | 北加賀屋駅自転車駐車場             | 住之江区中加賀屋1   | 地下駐輪場<br>(半地下) | 単独              |              |                |     | ○             | ○   |                                           |
| 20 | 天王寺駅自転車駐車場              | 阿倍野区阿倍野筋1   | 地下駐輪場          | 大阪メトロ           |              | ○              |     | ○             |     | 止水板は指定管理者が対応。但<br>し、管理員駐在時間内。             |
| 21 | 花園町駅自転車駐車場              | 西成区花園北2     | 地下駐輪場          | 大阪メトロ<br>弘治小学校  |              | ○              |     | ○             |     | 指定管理者が対応                                  |
| 22 | 井高野駅自転車駐車場              | 東淀川区北江口4    | 地下駐輪場          | 大阪メトロ           |              | ○              | ○   |               |     | 止水板、止水扉は大阪メトロ対応                           |
| 23 | 加島駅自転車駐車場               | 淀川区加島3      | 地下駐輪場          | JR              |              | ○              |     | ○             | ○   | 連絡通路はJR対応<br>階段2箇所指定管理者にて対応               |
| 24 | 瑞光四丁目駅自転車駐車場            | 東淀川区瑞光3     | 地下駐輪場          | 大阪メトロ           |              | ○              | ○   |               |     | 止水板、止水扉は大阪メトロ対応                           |
| 25 | だいどう豊里駅自転車駐車場           | 東淀川区大桐1     | 地下駐輪場          | 大阪メトロ           |              | ○              | ○   |               |     | 止水板、止水扉は大阪メトロ対応                           |
| 26 | 御幣島駅自転車駐車場              | 西淀川区御幣島1    | 地下駐輪場          | JR<br>区役所<br>国道 |              | ○              | ○   | ○             | ○   | 止水板、止水扉はJR、区役所、<br>国道事務所対応                |
| 27 | 喜連瓜破駅自転車駐車場             | 平野区喜連2      | 地下駐輪場<br>(半地下) | 単独              |              |                |     | ○             |     |                                           |
| 28 | 地下鉄長居駅自転車駐車場            | 東住吉区長居公園    | 地下駐輪場          | 大阪メトロ<br>自動車駐車場 |              | ○              |     | ○             |     | 指定管理者が対応                                  |
| 29 | JR平野駅自転車駐車場             | 平野区平野元町     | 地下駐輪場<br>(半地下) | 単独              |              |                |     | ○             |     |                                           |
| 30 | 十三駅自転車駐車場               | 淀川区新北野1     | 地下駐輪場<br>(半地下) | 単独              |              |                |     | ○             |     |                                           |